

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年2月4日

京都市長 門 川 大 作

別表中

「

			栄 養 士	交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午前9時から午後5 時45分まで		一般職員に 同じ
--	--	--	-------	--	--	-------------

を

」

「

			栄 養 士	交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午前9時から午後5 時45分まで		一般職員に 同じ
建 設 局	自 転 車 政 策 推 進 室		放 置 自 転 車 等 対 策 業 務 に 従 事 する 職	交替に 午前8時45分から 午後5時30分まで	一般職員に 同じ	4週間を通 じて8日並 びに1月1 日から同月

		員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員に限る。)	午後0時15分から午後9時まで	3日まで及び12月29日から同月31日まで	に
--	--	--	-----------------	-----------------------	---

」

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)